

## 学校開放利用団体の方へ（熱中症事故防止）

学校開放時における熱中症事故防止につきましては、団体ごとに活動内容の工夫や活動時間の変更など、様々取り組みいただいていることと存じます。

環境省及び気象庁では「熱中症警戒アラート」発表時や「暑さ指数（WBGT）」が31以上となった場合は、特別の場合以外は運動をしないよう要請しており、各団体におかれましては、これらの情報を活用され、引き続き熱中症の危険性を適切に判断し、熱中症事故の防止の徹底をお願いいたします。

（参考）特別の場合…医師、看護師、熱中症の対応について知識があり一次救命処置が実施できる者のいずれかを常駐させ、救護所の設置、及び救急搬送体制の対策を講じた場合、涼しい屋内で運動する場合等のこと

令和6年5月2日

国立市教育委員会教育部生涯学習課 042-576-2107(直通)

くにたち市民総合体育館 042-573-4111